

【議案第68号】

青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

新型コロナウイルス感染症や豪雪が市民の暮らしに大きな影響を与えていることを踏まえ、市長及び副市長の給料月額について、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで減額措置を講ずるため、条例を改正しようとするもの

2 改正内容

令和3年度においても、引き続き、給料月額を市長については20%減額、副市長については15%減額とする。

3 施行期日

令和3年4月1日